

一般社団法人日本肩関節学会懲戒規則

(趣旨)

第1条 この規則は、次の各号に規定する日本肩関節学会会員（以下「会員」という。）の取り扱いについて定める。

- (1) 「医道審議会の答申」に基づいて厚生労働大臣より行政処分を受けた会員
- (2) 日本肩関節学会の名誉を傷つけたと理事会が認めた会員

(定義)

第2条 前条第1号の会員は、日本肩関節学会定款（以下「定款」という。）第9条にいう「本学会の名誉を傷つけた者」にあたり、除名処分の対象者とする。

2 前条第2号の会員は、会員資格停止対象者とする。

(弁明の機会)

第3条 前条の対象者には、原則として弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格停止の期間等)

第4条 会員資格停止の期間は、月を単位とし、1年以下とする。必要と認めたときはこの期間を延長することができる。

2 会員資格の停止期間中は、定款及び会員規則等で定める会員の権利を停止する。

(再入会)

第5条 この規則を適用して除名された者は、行政処分を解かれたのち2年を経過しなければ本学会の会員になることができない。再入会の申出は、定款第6条及び日本肩関節学会会員規則の定めるところによる。

(補則)

第6条 この規則の改正は、理事会および社員総会の承認を必要とする。

(附則)

この規則は、一般社団法人日本肩関節学会の設立の翌日から施行する。

平成26年8月1日